小田原市景観計画の改定　新旧対照

○第２章　良好な景観の形成に関する方針（P28）

改　正　後

□　国道１号本町・南町地区の景観形成の目標・方針

［景観形成の目標］

●城下町・宿場町を感じさせ、なりわいや歴史が息づき、人と人との交流が深まり魅力あふれる景観形成を図る。

［景観形成の基本方針］

●なりわいや歴史が息づく国道１号を軸とした、地域の個性やにぎわいなどを創出し、魅力が感じられる景観を形成する。

●小田原城や歴史的な建造物を引き立てるまちなみを形成する。また、図７のとおり、国際通り交差点から市民会館前交差点を結ぶ軸線上から天守閣を望む眺望を確保する。

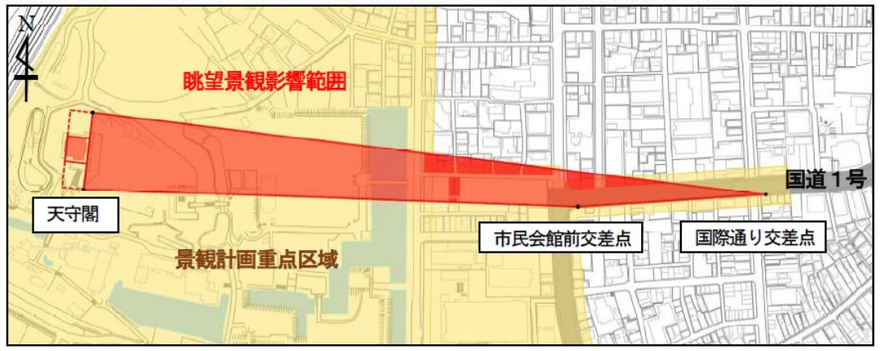
●主要な交差点では、意匠を工夫したり、樹木を効果的に配置するなど、個性が感じられるまちかどを演出する。

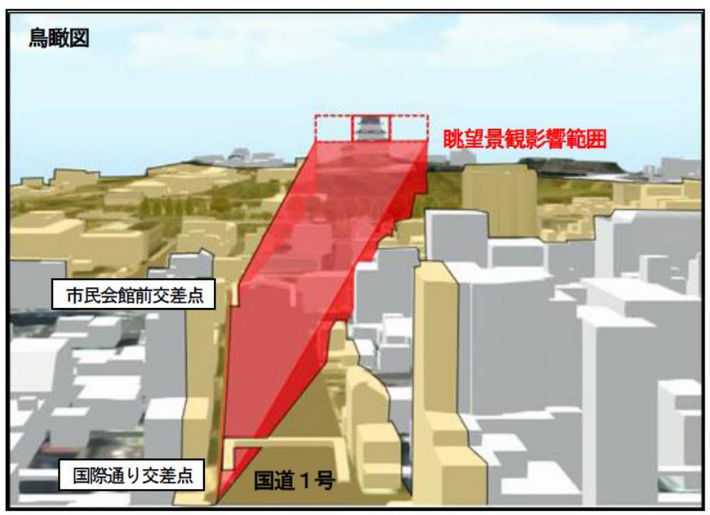
●地域に開かれたオープンスペースの確保などにより、歩きやすく、快適な歩行者空間を創出する。

●緑を増やすとともに、効果的な配置や見え方にも配慮し、潤いある空間を創出する。

●まちなみの連続性や一体感を創出し、景観の質的向上を図る。

図７　国際通り交差点から市民会館前交差点を結ぶ軸線上から天守閣を望む眺望確保





改　正　前

□　国道１号本町・南町地区の景観形成の目標・方針

［景観形成の目標］

●城下町・宿場町を感じさせ、なりわいや歴史が息づき、人と人との交流が深まり魅力あふれる景観形成を図る。

［景観形成の基本方針］

●なりわいや歴史が息づく国道１号を軸とした、地域の個性やにぎわいなどを創出し、魅力が感じられる景観を形成する。

●小田原城や歴史的な建造物を引き立てるまちなみを形成する。また、国際通り交差点から天守閣への眺望を確保する。

●主要な交差点では、意匠を工夫したり、樹木を効果的に配置するなど、個性が感じられるまちかどを演出する。

●地域に開かれたオープンスペースの確保などにより、歩きやすく、快適な歩行者空間を創出する。

●緑を増やすとともに、効果的な配置や見え方にも配慮し、潤いある空間を創出する。

●まちなみの連続性や一体感を創出し、景観の質的向上を図る。

○第３章　行為の制限に関する事項（P40）

改　正　後

■　国道１号本町・南町地区

対象	制　限
建築物及び工作物の色彩（日よけテント及び自動販売機を除く。）	建築物の屋根（ひさしを含む。以下この表において同じ。）及び外壁等（屋根以外の部分をいう。以下この表において同じ。）並びに工作物（日よけテント及び自動販売機を除く。以下この表において同じ。）の外観の色彩は、次の表のとおりとする。ただし、建築物の屋根にあっては無釉の和瓦、銅板によるものの色彩、建築物の外壁等及び工作物にあっては着色していない木材、土壁、ガラス等の材料によって仕上げられる部分の色彩、又は見付面積の５分の１未満の範囲内で外観のアクセント色として着色される部分の色彩については、この限りでない。 (1)建築物の屋根の色彩 使用する色相／明度／彩度 0.1YR～5Y／5以下とする。／4以下とする。 上記以外の色相／5以下とする。／1以下とする。 (2)建築物の外壁等及び工作物の色彩 使用する色相／明度／彩度 0.1YR～5Y／（制限なし）／4以下とする。 上記以外の色相／（制限なし）／1以下とする。
立体駐車場	外壁がない立体駐車場は、ルーバー等の設置、樹木、生垣等の植栽等により、構造物のうち道路に面する部分の過半が直接露出しないように修景をする。
建築設備	建築設備は、前面の道路から見えない位置に配置する。ただし、ルーバーの設置等により当該設備が直接露出しないよう修景を行った場合は、この限りでない。
自動販売機	自動販売機の色彩の制限は、次のとおりとする。ただし、木製の囲い等により周囲と調和するように修景を行った場合は、この限りでない。 ・色相５Y、明度7.5、彩度1.5
日よけテント	日よけテントは、建築物と一体的な意匠とするとともに、その色彩の制限は次の表のとおりとする。ただし、和風の意匠によるのれん、日よけ幕等については、１色に限りこの限りでない。 使用する色相／彩度 0.1R～10R／5以下とする。 0.1YR～5Y／6以下とする。 5.1Y～10G又は0.1PB～10RP／4以下とする。 0.1BG～10B／3以下とする。
建築物及び工作物の高さ及び壁面の位置	図７のとおり、国際通り交差点から市民会館前交差点を結ぶ軸線上から天守閣を望む眺望に配慮する。

改　正　前

■　国道１号本町・南町地区

対象	制　限
建築物及び工作物の色彩（日よけテント及び自動販売機を除く。）	建築物の屋根（ひさしを含む。以下この表において同じ。）及び外壁等（屋根以外の部分をいう。以下この表において同じ。）並びに工作物（日よけテント及び自動販売機を除く。以下この表において同じ。）の外観の色彩は、次の表のとおりとする。ただし、建築物の屋根にあっては無釉の和瓦、銅板によるものの色彩、建築物の外壁等及び工作物にあっては着色していない木材、土壁、ガラス等の材料によって仕上げられる部分の色彩、又は見付面積の５分の１未満の範囲内で外観のアクセント色として着色される部分の色彩については、この限りでない。 (1)建築物の屋根の色彩 使用する色相／明度／彩度 0.1YR～5Y／5以下とする。／4以下とする。 上記以外の色相／5以下とする。／1以下とする。 (2)建築物の外壁等及び工作物の色彩 使用する色相／明度／彩度 0.1YR～5Y／（制限なし）／4以下とする。 上記以外の色相／（制限なし）／1以下とする。
立体駐車場	外壁がない立体駐車場は、ルーバー等の設置、樹木、生垣等の植栽等により、構造物のうち道路に面する部分の過半が直接露出しないように修景をする。
建築設備	建築設備は、前面の道路から見えない位置に配置する。ただし、ルーバーの設置等により当該設備が直接露出しないよう修景を行った場合は、この限りでない。
自動販売機	自動販売機の色彩の制限は、次のとおりとする。ただし、木製の囲い等により周囲と調和するように修景を行った場合は、この限りでない。 ・色相５Y、明度7.5、彩度1.5
日よけテント	日よけテントは、建築物と一体的な意匠とするとともに、その色彩の制限は次の表のとおりとする。ただし、和風の意匠によるのれん、日よけ幕等については、１色に限りこの限りでない。 使用する色相／彩度 0.1R～10R／5以下とする。 0.1YR～5Y／6以下とする。 5.1Y～10G又は0.1PB～10RP／4以下とする。 0.1BG～10B／3以下とする。